

3D セキュア 2.0 データ処理利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 USEN FinTech（以下「当社」といいます。）が運営する本人認証サービス（3D セキュア 2.0）に係るデータ処理業務（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスを利用する前に、本規約をよくお読みください。

第1条（本規約の適用等）

1. 契約者は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り本サービスを利用することはできません。本サービスに関して当社と契約者との間で別途合意した契約書、規約、覚書等（以下、総称して「個別契約」といいます。）に規定する内容は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 個別契約において別段の定めのない限り、本サービスの利用申し込み時に本規約に同意し、当社がこれを承諾した時点で、契約者及び当社との間で、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。

第2条（本サービスの内容）

本サービスの具体的内容は、以下のとおりとします。

- ① 当社が第三者からライセンスを受けて提供する 3D セキュアを利用する場合の決済に関するデータ等処理業務
- ② その他前各号に付帯関連する業務（前号の前提たるネットワークの運営と監視及びサポート体制整備を含む）

第3条（支払い）

1. 本サービスの対価（以下「本サービス代金」といいます。）は、当社が別途提示する見積書に定めるものとします。
2. 当社は、毎月、契約者の売上金から本サービス代金（消費税相当額を含みます。以下同じ。）を控除した残代金を、当社が定める期日までに契約者に支払うものとします。但し、売上金の本サービス代金に満たない場合、契約者は、当該売上金と本サービス代金の差額を、当社が定める期日までに、当社が定める銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は契約者（振込人）負担とします。
3. 当社は、本サービス提供のため使用する第三者サービス（GPayments Pty Limited が提供する ActiveServer に係るサービスをいい、以下「第三者サービス」といいます。）の規約、料金等の変更、金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、第14条に定めるところに従い、本サービス代金を合理的範囲で改定することができるものとします。
4. 当社は、本サービス代金とは別に、本サービスの提供に伴い発生する諸費用（交通費・宿

泊費等を含むがこれらに限られない)を契約者に請求するものとし、契約者は、当社の請求書を受領した月の翌月末日までに、当社指定の銀行口座に振り込む方法にて当社に支払うものとし、なお、当該振込手数料は契約者の負担とします。

5. 契約者は、本契約が有効期間中に終了した場合であっても、別途当社との合意がある場合を除き、契約期間満了までに生じる本サービス代金を支払うものとし、その終了が当社の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではありません。

第4条（遅延損害金）

契約者が、本サービス代金を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとし、

第5条（再委託）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部第三者に再委託（再々委託等、二段階以上の委託を含む）しないものとし、但し、事前に契約者から書面（電磁的方法を含みます。）による承諾を得た場合はこの限りではありません。なお、以下、本項但し書きに基づいて当該委託を受ける全ての第三者を総称して「再委託先」といいます。
2. 当社は、再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて当社が契約者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとし、
3. 当社は、再委託先の履行について、契約者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとし、
4. 前各項の定めにかかわらず、第三者サービスを提供する GPayments Pty Limited は当社の再委託先に含まれないことを確認いたします。

第6条（通知）

1. 当社から契約者に対する通知は、本サービス利用申込時に契約者が当社に提示した電子メールアドレス宛に電子メールより行うものとし、但し、通信障害等やむを得ない事態が発生した場合は他の適当な方法により行うものとし、
2. 当社から契約者への通知は、前項により契約者が通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したときをもって契約者に通知されたものとし、但し、前項但書の場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、当社からの通知の有無及びその内容を確認するため、契約者宛ての電子メールをその営業日において毎日 1 回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむを得ない場合には、代替の通信手段を当社に通知するものとし、

第7条（本サービスの停止）

1. 当社又は契約者との間で加盟店契約を締結したカード会社（以下「帰属カード会社」

といひます。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前通知又は承諾なくして本サービスを一時停止又は中止できるものとします。

- ① システム保守その他本サービスの運営上、必要がある場合
 - ② 第三者サービスが停止又はその他やむを得ない事由で本サービスの提供が困難になった場合
 - ③ 天災地変等、不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - ④ 当社又は帰属カード会社が必要と判断した場合
2. 当社は、本サービスに係るシステムの定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部を一時的に停止できるものとします。
 3. 当社は、契約者が第16条(解除)第4項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が本サービス代金の未払いその他本契約に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
 4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又は契約者加盟店、その他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。但し、第1項および第2項に定める事由について当社に故意又は重過失があった場合、当社は、当該事由に起因する損害を賠償する義務を負うものとします。
 5. 第1項又は第2項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと当社が判断したときは、当社は、本サービスの再開に必要な措置を速やかに講ずるものとします。

第8条 (機密保持)

1. 契約者及び当社は、本サービスの提供又は利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7営業日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとします。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しません。
 - ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 契約者及び当社は、秘密情報を第三者に漏洩してはなりません。但し、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、当該秘密情報を第三者へ開示することができるものとします。なお、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、必要最小限な範囲で当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし

ます。

4. 契約者及び当社は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超えて使用してはなりません。本契約の目的のために複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 第2項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示することができるものとし、本契約に基づき契約者及び当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとします。又、当社は、再委託先に対して本契約に基づき当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を課すことで、当該再委託先に秘密情報を開示できるものとします。

第9条 （個人情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本契約に関して相手方から取扱いを委託された個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含む）、「JIS Q 15001：2006 個人情報保護に関するマネジメントシステム－要求事項」により定義されるもの及び契約者及び当社で個人情報として取り扱うものとして同意した情報をいう）を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約以外の目的に利用しないものとします。
2. 当社は、契約者よりその取扱いの委託を受ける本サービスに係るクレジットカード保有者の個人情報について、別表のとおり取り扱うものとします。但し、当社は、本サービスを提供するにあたり必要不可欠な場合、事前に契約者の承諾を得たうえで、かかる取扱いを変更することができるものとします。
3. 第1項にかかわらず、当社は、再委託先に対して、事前に甲に通知したうえで、本件業務の遂行に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、本契約によって自己が負う義務と同等の義務を課してその義務を遵守させるものとし、再委託先に義務違反が認められた場合には、契約者に対して直接責任を負うものとします。
4. 契約者及び当社は、個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護するものとし、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
5. 契約者及び当社は、個人情報に関わる事件・事故が発生した場合、又は、そのおそれがある場合、速やかに相手方に報告しなければならないものとします。
6. 契約者は、当社に対して、個人情報の管理状況について、随時、必要に応じて、報告を求めることができるものとし、当社はかかる求めがあった場合には、速やかに契約者に書面又は電磁的方法により報告を行うものとします。
7. 契約者は、当社に対して、個人情報の管理状況に関して監査を求めることができるものとし、当社は事業運営上著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合を除

き、これに協力しなければならないものとします。

8. 契約者は、第6項の報告徴収又は前項の監査の結果、必要と認める場合には、当社に対し、個人情報の管理状況について改善を求めることができるものとし、当社はこれに従い必要な措置を講じるものとします。

第10条（知的財産権の帰属及び侵害時の対応）

1. 当社から契約者に対して提供（ウェブサイト上で利用に供する行為を含みます。）される本サービス及びこれに関連するソフトウェア並びにドキュメント（以下、総称して「提供物件」といいます。）の著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社に帰属するものとします。但し、提供物件のうち、第三者サービスに係る知的財産権については、当該第三者に帰属します。
2. 契約者は、提供物件を、当社が運営する本人認証サービスを利用する目的にのみ使用することができるものとします。
3. 当社は、本サービスの提供に関し、第三者から知的財産権を侵害していることの申し立てがあり、かつ当該第三者との間に紛争が発生した場合、自己の責任と負担において当該紛争を解決し、契約者に何ら迷惑をかけないものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用により第三者から知的財産権に基づく損害賠償請求があった場合には、直ちに当社に通知するものとし、当該第三者との交渉は契約者及び当社協議の上対応するものとします。

第11条（不許諾）

当社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の締結をもって、当社が有する著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、契約者に許諾するものではありません。

第12条（損害賠償）

契約者及び当社は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合は、本契約違反と相当な因果関係のある損害に限り、相手方に対して当該損害を賠償する義務を負うものとします。但し、係る損害賠償義務の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとします。また、契約者及び当社が本条に基づき相手方に請求する損害賠償の上限額は、相手方の故意又は重過失による場合を除き、当該損害賠償請求を行う時点で本契約により直近12か月間に当社が契約者から受領した金額の総額とします。

第13条（免責）

天災地変、戦争、暴動、内乱、ストライキ、サイバー攻撃、テロリズム、重大な疫病の蔓延、政府の作為・不作為、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等（クラウドプロバイダーを含みます。）の事故、第三者サービスのデータセンター

の外部(クライアントサイト内、又はクライアントサイトと提供元のデータセンター間を含みます。)のネットワーク又はデバイスの障害等、契約者又は当社の合理的な制御が及ばない事象によって引き起こされた場合、その他の不可抗力による本契約の全部又は一部(金銭債務を除きます。)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧するための最善の努力をするものとします。

第14条 (本規約内容の変更)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - ① 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項に該当しない場合であっても、経済情勢、第三者サービス内容及びそれに係る契約内容の変更、帰属カード会社が必要と判断し当社が承認した場合、その他環境の変化により本規約の変更が必要な場合には、これを行うことができます。
3. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の1ヶ月前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を契約者に通知、当社HPへの表示その他当社所定の方法により契約者に周知します。
4. 第2項に定める場合において、変更後の本規約の効力発生後に契約者が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に契約者が解約の手続をとらなかった場合、当該契約者は本規約の変更に同意したものとします。

第15条 (契約期間・解約)

1. 本契約の有効期間は、申込手続完了日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに契約者又は当社いずれかにより、書面による契約終了の意思表示がないときは更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
2. 契約者及び当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。但し、契約者および契約者加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、又は、当社が契約者又は契約者加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は契約者に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより(契約者との連絡不能による場合は、第6条第2項に基づき、通知を行えば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなします。)、本契約を解約できるものとします。

第16条（解除）

1. 契約者及び当社は、天災地変等その他自己の責に帰すことのできない事由により、本サービスの提供が困難になった場合、相手方に対し書面で通知した上で本契約を解除することができるものとします。
2. 前項のほか、当社は、天災地変等その他当社の責に帰すことのできない事由により、合理的な最善の努力をしても本サービスの全部又は一部の提供を継続することが困難である事情が生じた場合、契約者に対し書面で通知した上で本契約を解除することができるものとします。
3. 契約者及び当社は、相手方が本契約に定める各条項の一に違反し、書面により 30 日以上の期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、ただちに本契約を解除できるものとします。
4. 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。
 - ① 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、再生手続、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、又は自ら再生手続、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
 - ② 自ら振出し又は引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - ③ 前二号のほか、その財産状態が著しく悪化し、又はその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - ④ 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき
 - ⑤ 本契約に基づく金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - ⑥ 営業を停止したとき、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - ⑦ その他契約を継続しがたい重大な事由が存在するとき
5. 契約者及び当社は、第3項に基づき本契約が解除された場合又は前項各号の一に該当する事由により本契約が解除された場合には、当該時点において本契約に基づき負担する相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。
6. 理由の如何を問わず本契約が終了した場合、契約者は、提供物件を保持することを法令で義務付けられている場合を除き、当社の指示に従い、本サービスから取得した提供物件、並びにその他のコピー（提供物件のすべてのコピーを含む）を、当社に返却又は破棄するものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該

当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 契約者又は当社が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。
4. 契約者及び当社は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第18条 （地位の譲渡等）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第19条 （分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。契約者及び当社は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさない

ものとしします。

第20条 （存続条項）

本契約が終了した場合でも、第7条（本サービスの停止）第4項、第8条（機密保持）ないし第10条（知的財産権の帰属及び侵害時の対応）、第12条（損害賠償）、第13条（免責）、第17条（反社会的勢力の排除）ないし第22条（協議解決）は有効に存続するものとしします。

第21条 （準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第22条 （協議解決）

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとしします。

附則

制定日 2024年12月23日

改定日 2025年3月1日

【別表】

契約者よりその取扱いの委託を受ける本サービスに係るクレジットカード保有者の個人情報の取り扱いについては以下のとおりとし、当社は、No.1,2 及び 4 記載の個人情報について GPayments Pty Limited に提供します。当該取り扱いを変更する際は、当社は、事前に契約者の承諾を得るものとします。

No.	3DS 認証情報 カテゴリ	概要	当社	GPayments Pty Limited
1	カード情報	カード番号、ブランド、有効期限など	保持する(1年)	保持する(2年) ※カード番号はマスクして保持
2	3DS 認証情報	3DS 認証の ID、MerchantID、MerchantName など	保持する(1年)	保持する(2年)
3	個人情報	名前、請求先住所、出荷先住所、メールアドレス、電話番号など	通過のみ	通過のみ
4	取引情報	金額、通貨、購入日、取引の目的など	保持する(1年)	保持する(2年)
5	ブラウザ情報	操作ブラウザから取得したブラウザ情報	通過のみ	通過のみ